

○和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成24年 3 月23日

規則第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募内容の周知)

第2条 条例第2条第1項の規定による公募は、公告により行うものとする。

2 市長は、前項の公募について、インターネットの利用、募集要項の配布その他適切な方法により市民に周知するものとする。

(資格要件)

第3条 市長は、条例第2条第2項第2号の資格要件として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項又は条例第11条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。

イ 条例第4条第3項の規定により候補者とされなかった団体（当該団体に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたことにより候補者にされなかったものに限る。）であること。

ウ 本市から指名停止の措置を受けていること。

エ 本市の徴収金（和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第2条第9号に規定する徴収金をいう。）について未納の額があること。

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額があること。

カ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第14条の規定に違反して暴力団の威力を利用していると認められること。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。第7条において「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当することとなった日から起算して2年を経過しないものであること。

ク 再生手續開始の申立て、更生手續開始の申立て、特別清算手續開始の申立て又は外国倒産処理手續の承認の申立てをしているもの（当該申立てに係る再生手續、更生手續、特別清算手續又は承認援助手續が終了しているものを除く。）であること。

(2) 指定管理者の指定を受けようとする団体を代表する役員その他の当該団体の運営を実質

的に行う役職にある者（才及び力において「代表役員等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 前号ウ、カ又はキに該当する者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 心身の故障により指定管理業務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 前号エに該当し、又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がある者（法人格を有しない団体の代表役員等に限る。）

カ 前号アに掲げる団体の代表役員等であった者（当該団体について取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条又は和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）第14条の規定による通知があった日前60日以内に当該団体の代表役員等であった者を含む。）でその指定の取消しの日から起算して2年を経過しないもの

キ 本市の職員であった者で、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

ク 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第5条に規定する暴力団関係者等

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があるときは、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、資格要件を定めることができる。

（指定期間）

第4条 条例第2条第2項第3号の指定管理者に指定しようとする期間は、5年間とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（募集期間）

第5条 条例第2条第2項第5号の募集期間は、募集を開始した日から起算して30日間とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

（申込書等）

第6条 条例第3条に規定する申込書は、指定管理者指定申込書（別記様式第1号）とする。

2 条例第5条第3項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第2号）とする。

（選定の特例）

第7条 条例第5条第1項第1号の特に必要があると認められるときは、次の場合とする。

- (1) その設置の目的が地域に密着したものである公の施設の管理を当該地域の住民が組織する団体に行わせることが当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要と認められる場合

- (2) 市以外の者が所有する建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「建物等」という。）の一部を市が借り受けて設置した公の施設の管理を当該建物等を所有する者に行わせることにより当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成することができると認められる場合
- (3) 公の施設及び市の庁舎（市の行政財産のうち市の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎をいう。）を同一の建物又は同一の敷地に設置する場合において、当該公の施設の管理を資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人又は一般財団法人に行わせることにより当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成し、かつ、当該市の事務又は事業をより能率的に遂行することができると認められる場合
- (4) その管理に高度の専門的な知識経験を必要とする公の施設の管理を当該高度の専門的な知識経験を有する団体に行わせる場合
- (5) 政令第167条の2第1項第3号に規定する者（同号の規定により役務の提供を受ける契約を随意契約によることができるものに限る。）に公の施設の管理を行わせることにより当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成することができると認められる場合
- (6) 公の施設の設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、当該公の施設の管理を特定の団体に行わせることに合理的な理由があり、かつ、当該団体による管理が当該公の施設の設置の目的をより効果的に達成するために必要と認められる場合
- (7) 地域における社会福祉を目的とする事業又は社会福祉に関する活動において重要であると市長が認める公の施設の管理を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会に行わせることが当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要と認められる場合
- (8) その他適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することについて、市長がやむを得ないと認める合理的な理由がある場合

（指定の通知）

第8条 条例第7条第2項の規定による通知は、指定管理者指定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

（指定の取消し等の通知）

第9条 法第244条の2第11項又は条例第11条第1項の規定による指定の取消し等の処分をしたときは、指定管理者指定取消書（別記様式第4号）又は指定管理者業務停止命令書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(和歌山市共同浴場条例施行規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 和歌山市共同浴場条例施行規則（平成17年規則第139号）

(2) 和歌山市児童養護施設条例施行規則（平成17年規則第143号）

(3) 和歌山市母子生活支援施設条例施行規則（平成17年規則第144号）

附 則（平成26年12月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月2日）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

指定管理者指定申込書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

申請者	所在地
	団体名
	代表者氏名
	連絡先

次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申し込みます。

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 資格要件を有していることを証する書類
- (2) 管理に係る事業の計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号(第6条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

申請者	所在地	印
	団体名	
	代表者氏名	
	連絡先	

次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3項の規定により申請します。

別記様式第3号(第8条関係)

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

指定管理者指定通知書

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第2項の規定により、次の公の施設に係る指定管理者に指定しましたので通知します。

1 公の施設の名称

2 公の施設の所在地

3 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

指定管理者指定取消書

年 月 日付け和歌山市指令 第 号で通知した公の施設の指定管理者の指定について、
地方自治法第244条の2第11項
和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条第1項 の
規定により、次のとおりその指定を取り消します。

- 1 公の施設の名称
- 2 取消年月日 年 月 日
- 3 取消しの理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として(訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

指定管理者指定業務停止命令書

年 月 日付け和歌山市指令 第 号で通知した公の施設の指定管理者の指定について、
地方自治法第244条の2第11項
和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条第1項 の
規定により、業務の 全部 一部 を停止することを命ずる。

1 公の施設の名称

2 停止する業務

3 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 停止の理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として(訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

別記様式第 3 号（第 8 条関係）

別記様式第 4 号（第 9 条関係）

別記様式第 5 号（第 9 条関係）